

兵庫県被災建築物応急危険度判定士
関係マニュアル集

令和6年8月

兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会

本マニュアル集について

平成7年1月17日に発生し、わが国に甚大な被害を及ぼした阪神・淡路大震災は、近年最大規模の都市直下型地震であるとともに、「被災建築物応急危険度判定」が本格的に実施された日本で最初の地震災害である。

県及び各市の建築関係職員と応援の建設省、住宅都市整備公団及び他府県の職員約1,400名により、明らかに危険な建築物に対し「使用禁止」の紙を貼る1次判定が1月18日から22日にかけて実施され、次いで35都道府県職員を加えた5,068名により、共同住宅46,610棟に「危険」「要注意」「使用禁止」の結果を表示する2次判定が実施された。

さらに、個人からの危険度判定の申し入れに対し、(公社)兵庫県建築士会、(一社)兵庫県建築士事務所協会等県内の建築団体の協力を得て応急危険度判定を実施した。

これら応急危険度判定の実施により、余震による二次被害を防止するとともに、被災者の不安感を軽減し、その後の被災地の復興へも寄与できたものと考えている。

この経験をもとに、今後の大規模地震発生に備えるため建設省を中心に設置された「震災建築物の応急危険度判定実施体制に関する調査検討委員会」において、応急危険度判定実施に関する様々な課題について検討がなされた。その検討結果を受け、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的として「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が業務マニュアルを作成した。

本冊子は、この業務マニュアルの内容を兵庫県に即して「兵庫県被災建築物応急危険度判定士業務マニュアル」「判定士機材等分担一覧表」「民間判定士の補償制度の概要」「民間判定士の費用負担の概要」「応急危険度判定士資格の相互認証」として整理したほか、地震発生時からの時間経過に沿った判定士の行動標準を示した「兵庫県被災建築物応急危険度判定士の行動」、及び判定士への連絡体制を整理した「判定士連絡体制図」「各地域での連絡網の整備」について整理したものである。

いざというときに、迅速な判定活動が可能となるよう、各判定士が、本冊子の内容をよく理解され、判定活動の準備を整えていただくことを期待している。

目次

兵庫県被災建築物応急危険度判定士業務マニュアル	1
兵庫県被災建築物応急危険度判定士の行動	6
判定士連絡体制図	7
判定用資機材等分担一覧表	8
地域協議会について	9
民間判定士の補償制度の概要	10
民間判定士の経費負担の概要	12
応急危険度判定士資格の相互認証	13

兵庫県被災建築物応急危険度判定士業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、地震による被災建築物の危険度の判定を行う、地震被災建築物応急危険度判定士の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に行い余震による二次被害の防止を図ることを目的とする。

第2 判定業務の心得

- 1 兵庫県被災建築物応急危険度判定士は、原則として兵庫県等の要請により判定業務に従事する。ただし、要請を受けずに自ら判定業務に従事する場合は、必ず兵庫県の指示に従い行動する。
- 2 応急危険度判定士は、判定業務を行う被災地の都道府県が定めた業務基準を遵守し、迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行うこととする。

第3 判定士の編成及び判定コーディネーター

判定士は、実施本部のもと以下の組織に編成される。

(1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則として判定士2名で構成される。

(2) 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ、10のチームにより構成され、判定コーディネーターから指名された班長及び副班長が統括する。

(3) 判定コーディネーター

実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者で、判定コーディネーター1名が5班を統括する。

第4 応急危険度判定士の参集行動基準

判定士は、次のように行動する。

- (1) 判定士は、支援都道府県及び支援市区町村（以下「支援都道府県等」という。）からの判定応援要請の連絡を受けた場合は参集日時、参集場所及び判定業務従事予定期間等の確認を行う。
- (2) 応援の判定作業に参加するかどうか家族、勤務先ともよく相談し決定する。
- (3) 判定作業に参加する場合は、判定活動受諾の連絡を行い、被災地の状況に応じ、特に持参すべき判定資機材、判定用具等の指示を受ける。
- (4) 判定士は、参集場所に到着後、支援都道府県等の職員に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
- (5) 判定士は、被災地の支援本部又は実施本部到着までの間は原則として支援都道府県等の指揮下に入る。
- (6) 被災地の支援本部又は実施本部への移動は、原則として支援都道府県等が指定した方法により移動する。
- (7) 判定士は、班長及び副班長から判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容の説明を受ける。

- ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
- ② 気象情報（気温、風速、降雨等）
- ③ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ④ 判定方法（オペレーションタイプ、判定調査表等）
- ⑤ 判定実施地域周辺の情報（避難所の位置、被災住民への情報等）
- ⑥ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
- ⑦ 判定作業中の危険防止についての注意
- (8) 被災地の支援本部又は実施本部到着後は、原則として支援本部又は実施本部の指揮下に入る。

第5 持参する判定資機材等

判定士は、実施本部、支援本部、支援都道府県等で準備する判定資機材とは別に、判定業務に必要な判定資機材を持参すること。また、できる限り判定マニュアルを持参する。

第6 応急危険度判定の実施

- 1 判定作業は、実施本部又は判定拠点の判定コーディネーターが各班長及び副班長に指示し、各班長及び副班長が各判定士に判定コーディネーターの指示内容を伝え実施する。
- 2 判定士は必ず判定終了時間、参集時間遅参の場合の対応を確認しておく。
- 3 判定地区への移動は、実施本部又は判定拠点で用意した輸送手段により移動する。
- 4 判定士は、判定作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別出来るようにする。
- 5 判定作業は、原則として2人1組で行う。
- 6 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。
- 7 緊急事態（余震その他の災害が発生した時等の障害等）、判定における疑問等については、班長及び副班長を通じ携帯電話等で実施本部又は判定拠点と連絡を行い判定コーディネーターの指示をあおぐ。
- 8 判定作業は、迅速かつ誠実にいき被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。
- 9 判定結果については、判断根拠を建築物ごとに調査票に記録する。
- 10 判定作業終了後、実施本部又は判定拠点に戻り、班長及び副班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物については、その旨報告する。
- 11 班長及び副班長は、各判定士から判定結果等の報告を受け次第判定結果の集計を行い、判定コーディネーターに集計結果の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要と報告された被災建築物については、必要な措置について具申する。
- 12 判定士は、原則として実施本部又は支援本部で準備した宿泊施設に宿泊する。ただし、地元判定士は自宅に戻ることが出来る。その場合は翌日の判定活動について判定コーディネーターの指示を受ける。

第7 判定結果の表示

各建築物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口（門、玄関）等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼ることとする。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記することとする。

第8 住民対応及びマスコミ対応

- 1 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定のパンフレットを持参し、必要に応じて配布する。
- 2 所有者（又は居住者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、判定についての質問等があった場合には、適切に回答するものとする。
- 3 現地で判定以外の業務を求められた場合、丁寧にお断りし速やかにその場を離れる。
- 4 判定に際して、所有者（又は居住者等）の理解を得られなかった場合、判定ステッカーを貼らずに、調査表にその旨の記録のみ残す。（ステッカーを剥がされた場合も同様）
- 5 日本語の通じない外国人居住者に対しては、英語等で書かれたステッカー及び判定結果説明書等を実施本部となる自治体であらかじめ用意しておくことが望ましい。（なお、ステッカー及び判定結果説明書等のデータについては日本建築防災協会のHPに掲載されているものを活用することができる。）
- 6 マスコミとの対応方法については、事前に判定コーディネーターに確認しておく。
- 7 罹災証明との関係を聞かれたときは、応急危険度判定の趣旨を理解してもらえよう説明する。

質疑応答の例

(緑の表示で)「この建築物は安全ですか。これからどうすれば良いのですか？」と聞かれた場合。

(答え) 建築物の被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用して下さい。また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理して下さい。何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話して下さい。

(黄の表示で)「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

(答え) (技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し) 建築物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容にしたがって、十分注意してください。

(特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと。) ○○丁目の○○体育館を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用下さい。

(赤の表示で)「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

(答え) 建築物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになると危険です。是非、市の担当部局(○○日以降は、災害対策本部)にご相談ください。電話番号は、ステッカーに記載してあります。また、○○丁目の○○体育館を避難場所として用意していますので、早急に避難して下さい。

住民から、「何をしているか？」との問い合わせがあった場合。

(答え) (応急危険度判定士登録証を提示し又、判定に係わるパンフレットを渡しながら) 私たちは○○市の要請により、被災した建築物に引き続き居住できるかどうか、また二次災害の防止のため、建築物の安全性(危険性)を判定しているところです。

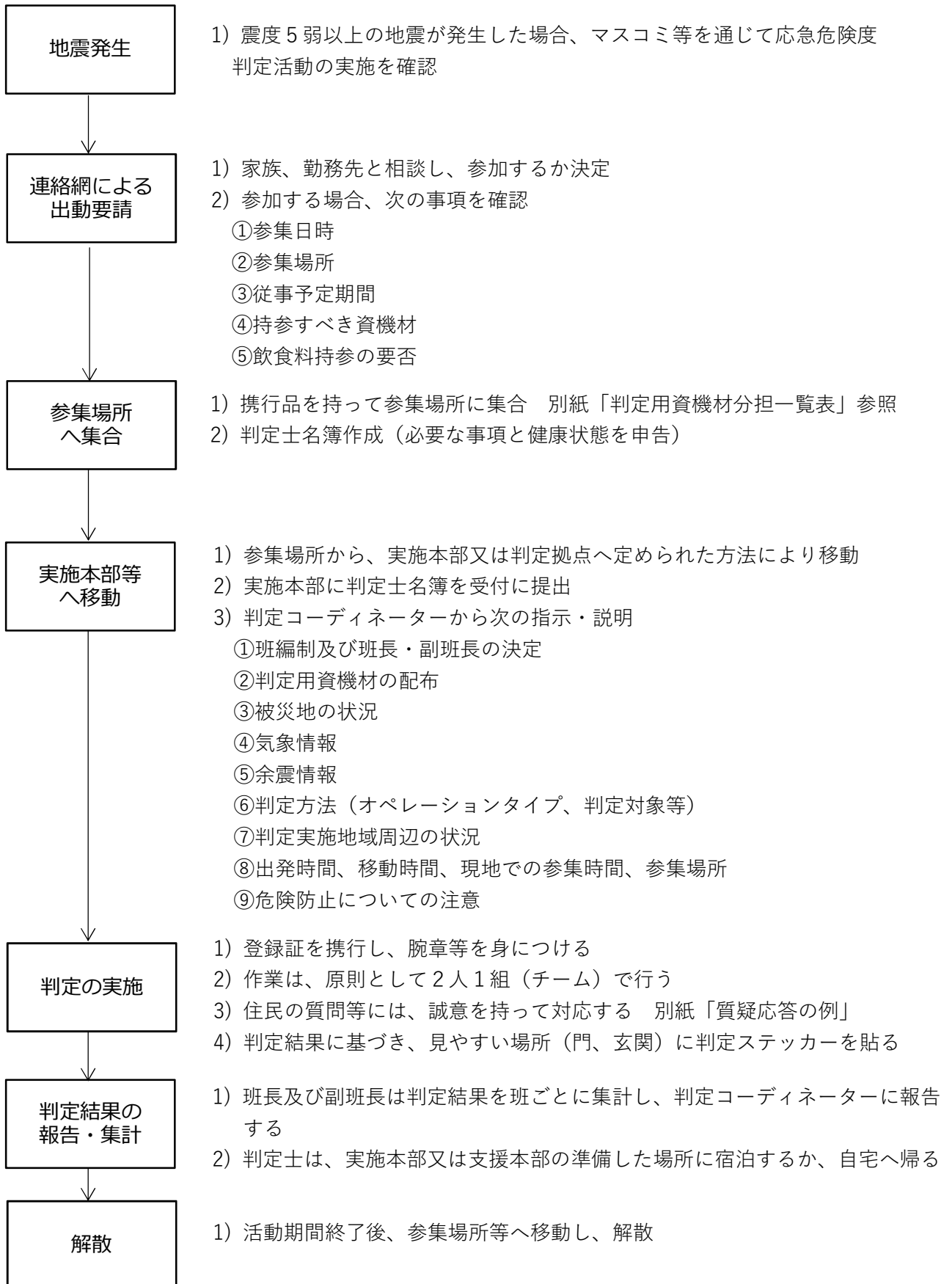
(黄や赤の内容を見て)「言うことを聞かなければならないのか？」あるいは、「強制力はあるのか？」と問われた場合。

(答え) これらは、技術的見地からの勧告としての表示ですが、住民のみなさんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

家屋被害認定調査（罹災証明書発行のための調査）との関係を聞かれた場合。

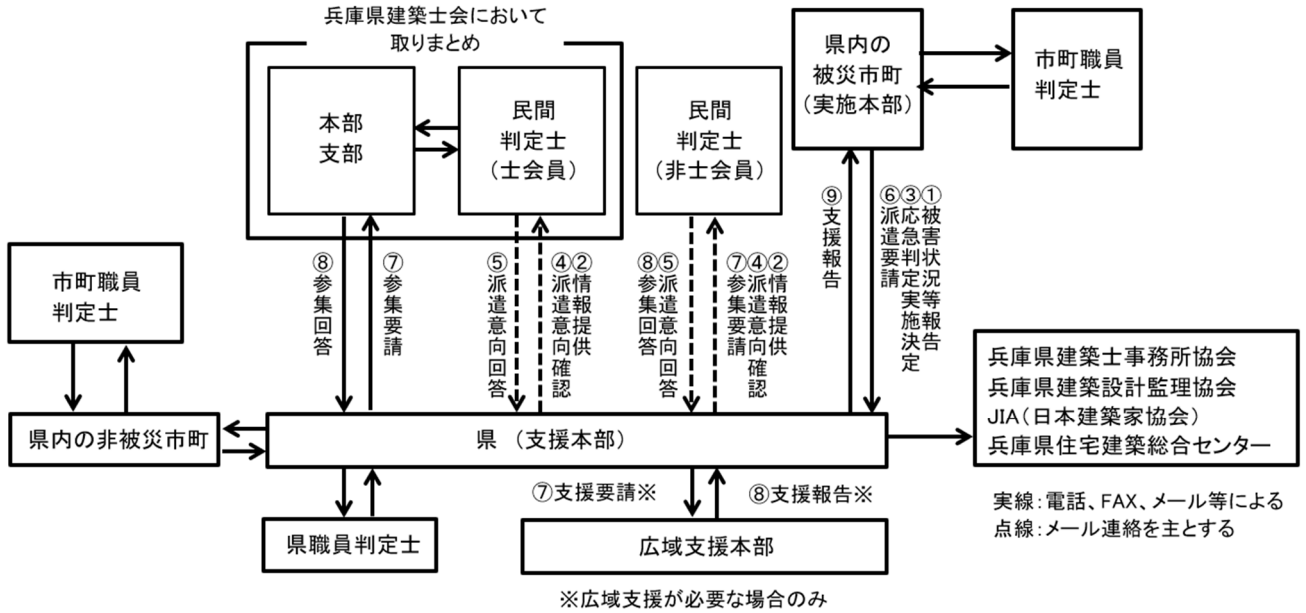
（答え）応急危険度判定は罹災証明のための調査や被災建築物の恒久的使用の可否を判断する目的で行うものではありません。あくまで、この応急危険度判定は地震により被災した建築物がその後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすことがないように判定をするものです。家屋被害認定調査（罹災証明書の発行のための調査）は、被災した住宅の被害の程度（全壊、半壊など）を認定するために実施し、その認定結果に基づき罹災証明書が交付されます。それぞれ調査時の観点が異なりますので、応急危険度判定の結果と家屋被害認定調査との結果が必ずしも一致するとは限りません。

兵庫県被災建築物応急危険度判定士の行動

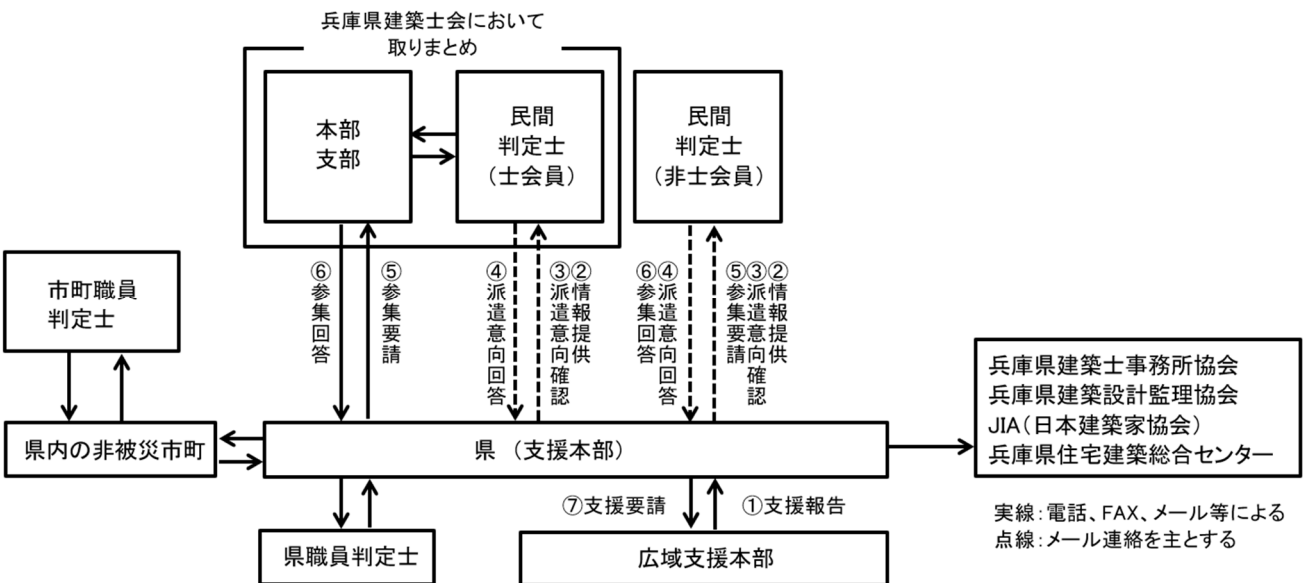


判定士連絡体制図

(県内地震の場合)



(県外地震の場合)



判定用資機材等分担一覧表

区分	判定用機材等	準備者			備考
		依頼側	派遣側	判定士	
A	登録証			○	判定士が携帯する
	腕章		○		
	判定調査票	○	△		
	判定ステッカー	○	△		
	判定マニュアル		△	○	
	ヘルメット用シール		○		
	ヘルメット			○	
	判定街区マップ	○			分散保管する
	筆記用具(ボールペン・油性マーカー)			○	
	下げ振り(勾配計)		○	△	
	クラックスケール		○	△	
	ガムテープ、セロテープ	○		△	
	雨具 ※			○	
	防寒具 ※			○	
	水筒 ※			○	
	マスク ※			○	
食事	○		△	現地で調達できない場合は依頼側で準備	
B	バインダー(台紙)	○		△	
	コンベックス			○	
	軍手			○	
	携帯電話			○	
	ナップサック			○	
C	ハンマー(打診器)		○	△	
	双眼鏡			○	
	ペンライト			○	
	ホイッスル			○	
	ポケットカメラ			○	
	コンパス(方位磁石)			○	
	携帯ラジオ			○	

(注) 区分 A 応急危険度判定に最低限必要なもの

B 判定時にあった方がよいもの

C 判定時にあれば便利なもの

※印は、状況によって必要ない場合もある。

○は主、△は従として準備する。

判定マニュアルとは、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」をいう。

地域協議会について

地域協議会は、県内の各地域毎に、県、関係市町、関係団体を構成員として設置され、応急危険度判定活動に関する情報提供や、知識・技術の向上に関する活動等を実施している。

地域	協議会事務局	所属する建築士会支部	住所地
阪神南	兵庫県宝塚土木事務所 まちづくり建築課	阪神支部	尼崎市・西宮市・芦屋市
阪神北		阪神支部 三田支部	伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町
東播磨	兵庫県加古川土木事務所 まちづくり建築課	明石支部 加古川支部	明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町
北播磨	兵庫県加東土木事務所 まちづくり建築課	北播磨支部	西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町
中播磨 西播磨	兵庫県姫路土木事務所 まちづくり建築第1・第2課	姫路支部 赤穂支部 龍野支部	姫路市・神河町・市川町・福崎町・相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町
但馬	兵庫県豊岡土木事務所 まちづくり建築第1・第2課	豊岡支部 浜坂支部 南但支部	豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町
丹波	兵庫県丹波土木事務所 まちづくり建築課	柏原支部	篠山市・丹波市
淡路	兵庫県洲本土木事務所 まちづくり建築課	淡路支部	洲本市・南あわじ市・淡路市

民間判定士の補償制度の概要

兵庫県被災建築物応急危険度判定士業務マニュアルに基づき活動する民間判定士は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度による補償の対象となる。

○ 適用の対象となる活動

- ①兵庫県が、全国被災建築物応急危険度判定協議会に対し、あらかじめ参加予定人数及びその氏名、活動期間等を通知した訓練活動
- ②兵庫県が、全国被災建築物応急危険度判定協議会に対し、あらかじめ不適用の通知をしなかった判定活動

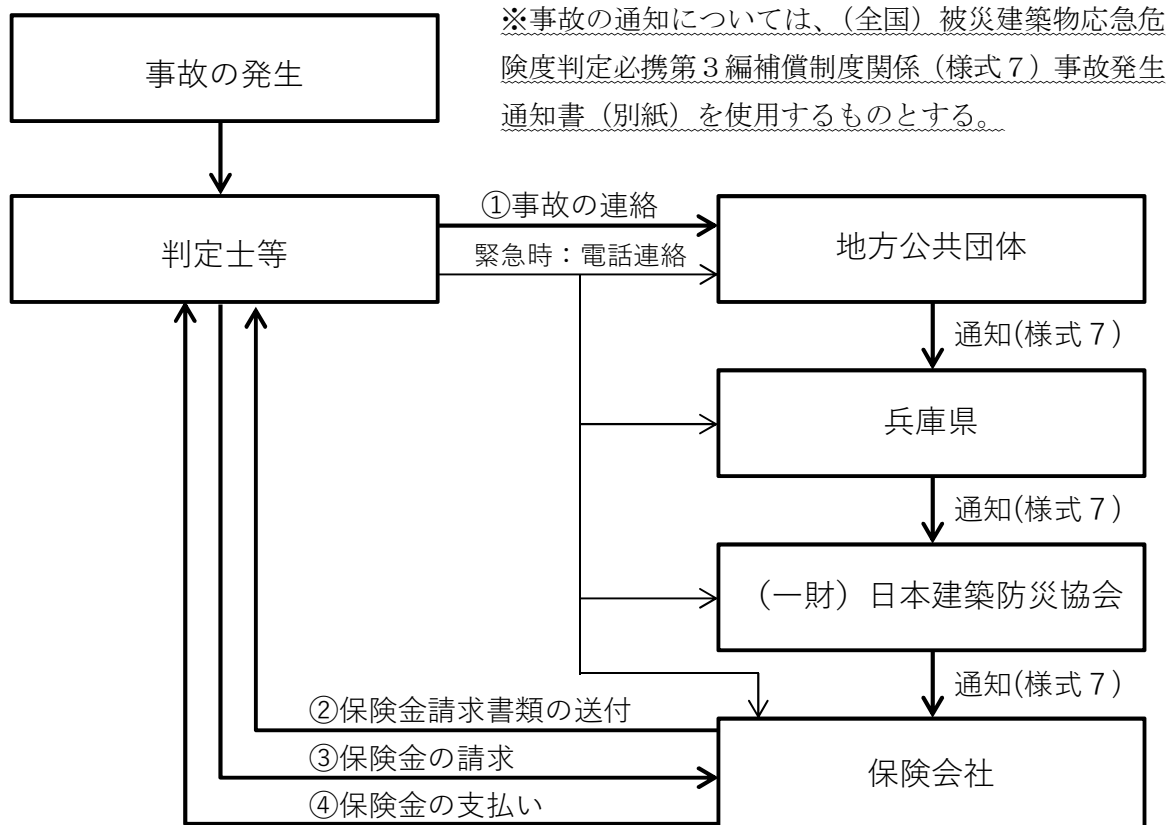
○ 適用の対象となる活動期間

- ①訓練活動に従事するため、民間判定士が自宅又は、職場を離れ、訓練に参加し、自宅若しくは職場に復帰するまでの間。ただし、宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除く。
- ②判定活動に従事するため、民間判定士が自宅又は、職場を離れ、判定を行い、自宅若しくは職場に復帰するまでの間

○ 補償内容

- ①傷害補償額 死亡時 2 千万円/人 後遺障害 2 千万円/人(上限)
入院時 5 千円/人・日 通院時 3 千円/人・日
- ②施設賠償額 対人、対物あわせて 1 億円まで

【事故発生時の手続き】



(様式7)

事故発生通知書

□□□□損害保険会社	}	御中
××代理店		
または		
全国被災建築物応急危険度判定協議会		
(〇〇都道府県経由)		
(地方公共団体経由)		

全国被災建築物応急危険度判定協議会
地方公共団体
判定士等

※

下記のとおり、訓練活動・判定活動において事故が発生したので通知します。

事故の発生日時	年 月 日 時 頃					
事故の発生した場所						
事故の内容						
関係する判定士等の氏名等	登録した都道府県		登録番号		ふりがな	
					氏名	

経由欄 (都道府県)		地方公共団体 連絡先	△△市△△課△△係 TEL 0000-00-0000 △△ △△
---------------	--	---------------	--

※ 訓練・判定の種別は、該当分を○で囲む。

民間判定士の経費負担の概要

民間判定士の経費負担は、自宅等から判定拠点までの旅費（判定活動が居住地の都道府県で行われる場合は除く）、判定活動にかかる交通費、判定期間中の宿泊・飲食費とも、原則として被災した地方公共団体が負担することとされている。

ただし、平成28年4月に発生した熊本地震の際には、以下の通り（一財）日本建築防災協会が一括して負担することとされたため、今後の災害においては、同等の仕組みが整備されることが考えられるため、具体的な負担区分・請求方法等は派遣の際に兵庫県から通知する。

（参考）

平成28年4月22日

民間の応急危険度判定士が行う応急危険度判定活動の費用等に対する支援の開始について

一般財団法人 日本建築防災協会

熊本地震では、未だ余震が続く中、皆様のご協力を得て、応急危険度判定活動を実施しております。熊本地震について、平成28年4月23日より、民間の応急危険度判定士が行う応急危険度判定活動の費用に対して、以下の1及び2について国が全額支援することとなりました。実際の業務は、一般財団法人日本建築防災協会（以下「本協会」という。）が受託し実施します。

内容及び方法は次のとおりです。

1. 民間の応急危険度判定士が行う応急危険度判定活動への支援

①対象となる費用

- イ. 居住地と被災地方公共団体との間の交通費（実費）
 - ロ. 判定業務用の移動費（バス及びタクシー代等、車のガソリン代も対象。上限が2,000円/日）
 - ハ. 宿泊費（実費、上限金額15,000円/泊）
 - ニ. 弁当代（1食につき1,000円、上限が3,000円/日）
- ※但し、イ～ハについては、領収証が必須。

②請求方法

判定士が、応急危険度判定活動終了後、旅費等の費用について所定の様式による清算請求書を作成し、本協会に郵送で請求。本協会でも内容を確認後、随時、指定口座へ振込む。

郵送先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル3F

一般財団法人日本建築防災協会 民間判定士係 宛

③民間判定士が行う応急危険度判定活動に係る傷害補償及び施設賠償に必要な保険料も支援

都道府県は、都道府県から派遣された民間判定士の名簿を応急危険度判定活動終了後、本協会に送付。

2. その他の応急危険度判定活動に対する支援

本協会が被災県等と協力し行う支援を実施

- ①判定士が判定業務のための移動に要するバス等の確保
- ②判定ステッカー、判定調査票等の判定資機材の確保の費用

応急危険度判定士資格の相互認証

応急危険度判定士の登録制度は、全国全ての都道府県で整備されており、判定士は各都道府県の定める要綱に基づき、居住または勤務する都道府県で被災建築物応急危険度判定士として登録を受けるが、住所地または勤務地の移転があった場合は、新たに居住または勤務する都道府県での登録を受けることができる。

この場合、移転のあった都道府県間で相互認証を行うこととされているため、判定士は移転先の都道府県に対し手続きを行うだけでよい。

【応急危険度判定士資格の相互認証に係る事務手続きの流れについて】

A県の認定を受けている判定士が B県に移転し、B県の認定を受けることを希望した場合

- ① 判定士は A県の認定証を持参し、B県へ認定申請をしたい旨を申し出る。
- ② B県は、判定士の有する資格を確認し、B県の資格条件に合致していれば判定士の認定申請を受け付け、講習会等の受講を要せずに認定を行う。
- ③ 判定士の資格条件が合致していない場合は、B県においては認定できない旨を伝える。

(資格条件が合致しない例)

- ・ 他都道府県→兵庫県
兵庫県では、土木系の資格では認定を行っていない。
- ・ 兵庫県→他都道府県
建築資格を持たない公務員については、他都道府県では認定を行っていない場合がある。

- ④ B県は、A県に対して認定をした判定士の氏名、認定番号等を通知する。
- ⑤ 原則として、A県の認定証は返還させることとするが、強制はしない。返還された認定証は、B県の責任において破棄する。
- ⑥ B県から通知を受けた A県は、その判定士の認定を抹消するなど、認定要綱等に基づき、所定の手続きを行う。